

## 平成21年度第2回景観審議会議事録（議事要旨）

1 開催日時 平成21年6月30日（火） 午前10時～正午

2 開催場所 浦安市文化会館第1練習室（3階）

3 出席者

〔委員〕窪田亜矢会長、小川和裕副会長、城戸夫巳枝委員、矢ヶ崎美奈委員、吉原彰委員、  
浅川潔委員、佐久間清委員（欠席：本間勝委員、佐久間康富委員）

〔事務局〕都市整備部：部長醍醐唯史、次長遠藤徳男、課長石井正幸、係長高橋亮一、  
土久菜穂、奥山由紀夫、谷川愛子

4 議題

(1) 景観審査会・景観評価委員の設置と各委員の委嘱について

(2) 平成21年度景観まちづくり講座の実施について

(3) その他

5 議事の概要

(1) 景観審査会・景観評価委員の設置と各委員の委嘱について

景観条例の届出・事前協議の概要、景観審査会と景観評価委員の位置づけと役割について説明し、委嘱を予定している景観審査会委員と景観評価委員を紹介した。

(2) 平成21年度景観まちづくり講座の実施について

平成20年度までの景観まちづくり講座や‘うらやす景観はっけん’などの取組みを紹介した。

また平成21年度景観まちづくり基礎講座、景観まちづくり活動編の概要やテーマについて、浅川委員が説明した。

(3) その他

次回の審議会で審議が予定されている景観協定について概要を説明した。

また今後の審議会の日程調整を行った。

6 会議経過

景観審議会開催にあたって醍醐部長が挨拶、また石井課長が担当職員を紹介した。

その後、前回審議会からの経過（規則の改正、景観計画の策定など）を説明した。

(1) 景観審査会・景観評価委員の設置と各委員の委嘱について

事務局より7月1日から施行になる景観条例の届出・事前協議（対象や手続き、景観形成基準など）の概要を説明した。

また、景観審査会と景観評価委員の位置づけと役割について説明した。

（どちらも事前協議・届出のあった物件について、浦安市景観計画に定める景観形成基準に基づき審査する）

《景観審査会》：

審査は原則月1回、委員5名以内で組織。景観重点区域内の物件や宅地開発連絡協議会との協議を要する物件など、景観上重要な物件について審査する。

《景観評価委員》:

審査は原則週1回、委員は2名。全ての物件について審査する。

その後、景観審査会委員・景観評価委員の委嘱者を紹介した。

〔景観審査会委員：前田英寿、窪田亜矢、伊平則夫〕  
〔景観評価委員：坂井茂、田邊学〕

#### 【質問】

○審議会とは？（審査会との違い）

→審議会は、浦安市全体の景観施策の審議をする役割を担う。

（例えば、景観計画の変更や景観協定の認定の審議など）

○届出は年間で何物件くらいを予測しているか？

→年間50～100件くらいを予測している。

（そのうち審査会の対象となる物件は2～3割程度と見込んでいる）

○審査会は5名以内の構成とあるが、なぜ委嘱者が3名なのか？

→浦安に詳しい学識者の紹介を地元の大学である明海大学にお願いしたが、適任者の推薦が得られなかった。今後は、状況をみながら増員していくことを考えている。

○審査会は公開するのか？

→物件の多くが民間の事業者によるもので、事業活動に密接に関わり経営を左右することも想定されるので、原則非公開とする。

○周辺住民の意見はどうやって取り入れるのか？

→事前協議において周辺住民への説明がある。その結果を審査会委員・評価委員に報告した上で審査する。また審査結果は市から地域や事業者に伝える。

#### (2)平成21年度景観まちづくり講座の実施について

事務局より平成20年度までの景観まちづくり講座の取組み内容や‘うらやす景観はっけん’などを紹介した。

また浅川委員より平成21年度景観まちづくり基礎講座・景観まちづくり活動編の概要やテーマ、日程などについて説明があった。

《平成21年度景観まちづくり講座》

今年度は、初級編：景観まちづくり基礎講座

中級編：景観まちづくり活動編（“うらやす景観資源リストづくり”）

#### 【意見】

○景観まちづくり講座で、作成した景観資源リストなどを今後どう生かしていくのか？

観光客、住民の増加などの目的をもって進めていくべきではないか。

○重点地区の保全活動のきっかけとなったり、まち歩きモデルコースのヒントに活用したりと、将来的に景観まちづくりにつながる講座としたい。

○講座の内容がやや専門的でテーマが難しく感じられ、一般の市民の方が参加しづらい。

まずは参加する人によいと思ってもらい、景観まちづくりについて知ってもらうことが大切ではないか。

○最終的に大きな目標をもつことも大事であるが、現段階として、景観資源リストづくりは大切な課題である。

○景観に関する活動をする上では、公有地・私有地の区分が難しい。

例えばオープンガーデンは、個人のプライベートの空間での活動という小さなところから発信し、少しずつつながりを持ち時間をかけてゆっくりと広がっていったもので、いきなり観光につながるようなイメージをもつことに対しては慎重になってもらいたい。特にプライバシーに関わる場合は節度ある行動をお願いしたい。

### (3) その他

次回、第3回審議会での議題とする予定である景観協定の認定について、事務局より説明をした。

#### 《(仮) 舞浜の杜》

新規に戸建30戸程度を予定、緑あふれる良好な住環境がテーマ。

建築物の基準(兼用住宅の限定)、工作物の基準(機械式立体駐車場・自動販売機の禁止)、緑化の基準(生垣設置・樹木の本数)などの制限を設ける。

景観協定・地区計画の両方で設定する。

※景観協定は9月に案の縦覧、10月に千葉県と協議予定

地区計画は7月に原案の縦覧、9月に案の縦覧、10月に千葉県と協議予定

また今後の審議会開催について、日程の調整を行った。

#### 次回以降の審議会の予定

第3回・・・9月25日(金) 10:00～

第4回・・・11月20日(金) 10:00～

第5回・・・平成22年2月19日(金) 10:00～

問い合わせ先 都市整備部都市政策課都市政策係 電話 047-351-1111 (内線) 1978・1980